

8月9日の大雨災害に係る市指定保存樹木の枝折れに伴う事故について

1 事故の概要

(1) 発 生 日 時 平成 25 年 8 月 9 日 (金) 午前 9 時 14 分頃

(2) 発 生 場 所 材木町 10・20 夕顔瀬橋際

(3) 事故の状況 材木町グリーンプロット内の樹木の内、県道側にあるシンジュの枝一部(直径 20～30 c m)が落下した。この際、大雨を避けるため一時的に当該樹木の下で待機して女性(58 歳)に折れた枝が当たり、腰の骨を折るなど全治 6 ヶ月の重傷を負った。

また、落下した枝は車道にまで及んだため、走行中の乗用車 1 台の前方ボンネット、バンパー等を破損した。運転していた男性(38 歳)に怪我はなかった。

2 損害賠償について

事故の原因は市が所有する材木町グリーンプロット内の樹木の枝の落下にあることから、市が賠償責任を負うものである。双方の被害者には、市が責任をもって医療費及び修理費等を賠償することを説明し、了承を得ている。

人的被害及び物損被害の補償費用については、当該樹木が市指定保存樹木「夕顔瀬橋際のシンジュ・ケヤキ群」(昭和 50 年 10 月指定)の内 1 本であることから、市が加入している「市指定保存樹木及び保護庭園損害賠償責任保険」(保険引受会社：東京海上日動火災)を適用し、全額当該保険から支払うものである。

これまでに支払った費用の額は、人的被害について医療費及び休業補償費用等として 10 月末時点で 2,870,957 円となっている。また物損被害については、車両の修理が終了し 9 月中に所有者に引き渡されている。修理費用としての総額は、606,994 円となる。

3 議会の議決について

地方自治法の規定による和解と損害賠償の額の決定については、物損事故を平成 25 年 12 月議会で、また、人身事故を平成 26 年 3 月議会で各々議決をお願いする予定である。

4 今後の対応について

保存樹木については、毎年、樹木医による樹勢診断を実施しており、当該樹木についても、平成 24 年 9 月 7 日に診断を実施した結果、樹勢の状況は良好との結果であったが、今回の事故を踏まえ、当該樹木の剪定方法等について必要な措置を検討した結果、現地の剪定作業を 11 月 16 日及び 17 日の 2 日間で完了し、当面の歩行者等の安全について対策を講じたものである。